

目次

政策指針	3
1 政策経営	4
2 総務	8
3 危機管理	11
4 地域振興・区民部・商工関連.....	14
5 生活環境	17
6 健康福祉	18
7 子ども家庭・就学前教育	24
8 まちづくり	28
9 教育	35

政策指針

昨年 3.11 に発生した東日本大震災は、戦後最悪の自然災害であり、多くの人心、国土、景気経済に深い傷痕を残している。

本年に入り、わが国経済は、復興需要を背景に緩やかに持ち直しつつあるものの、海外経済が減速する中で勢いが鈍化している。先行きに関しても、欧州債務問題の解決が遅れる中で、円高・世界的株安、原子力発電所の停止による電力不足など、景気の下押しリスクが多数存在しており、景気好転への道のりは険しい。

このような環境下、本年度予算の編成に際しては、「北区財調基金ゼロ」などと大手マスコミに報道されたように、北区の財政的な余力は低下しつつある。そして、来年度以降の税収・財調の低調が見込まれる中、北区としては従前からの少子高齢化、公共施設の更新需要増大などの課題に加えて、財源確保のための経営改革のさらなる進展など、堅実かつ柔軟な自治体運営を行う必要があり、難しい局面が続いている。

来年度の予算編成の作業を進めるに際しては、国・都の動向に十分注視するとともに、より一層の情報の収集に努め、国や都への積極的な働きかけも含め、適切な対応が取られることを強く望むものである。

このような状況を踏まえ、以下の5点について特に留意するよう求める。

- 区内景況の浮揚に向けて最大の関心を払い、可能な限りの政策手段を講ずること。
- 中小企業への融資制度の活用・改善により区内商工業者の下支えを行い、また、区内各種業者への公共事業発注増などによる雇用確保策を積極的に講ずること。
- 高齢化の一層の進展を見据え、介護予防の充実や介護人材の確保・定着策の実施。また、認知症対応、小規模多機能、グループホーム、ショートステイなど、在宅介護を支援する施設の整備。そして、地域医療の確保・充実。
- 少子化対策関連事業の一層の充実、推進。
- 今後の財源確保のため、外部化等、経営改革プランを着実に進展させること。また、施設再配置計画の速やかな策定と実施、既存事業の見直しなどに着手し、持続可能な財政運営を目指すこと。

1 政策経営

- ・ 経営改革プランを踏まえ、基本計画と新中期計画との着実な実現の継続を図ること。また、財政状況の見通し、外部環境の変化に応じて、経営改革プランの適宜改訂を行うこと。
- ・ 公共施設再配置計画の早期策定と、着実な実施を求める。計画策定に際しては、数値目標を盛り込み、強い意志を持って実施に臨むこと。
- ・ 30年先の人口構成を視野に入れ、聖域なき事業の見直しを断行し、必要な課題解決に向けた果敢な事業展開を行う事。
- ・ 職員定数管理計画や人材育成基本方針に基づき職員定数の削減を図りスリムな行財政運営につとめ、経営改革プランの一層の実現の継続を図ること。
- ・ 指定管理者の更新を見据え、これまでの諸課題にも意欲的に挑戦し、委託事業のランク付けを取り入れる等ガイドラインを踏まえ、最小の費用で最大の効果をあげるために、知恵を絞り事業運営と見直しなど徹底的な行政改革を求める。又、指定管理先については、政策経営部が中心となり、区の方針を明確に各施設に伝え、区有施設である意義を明確に理解させ、地域や利用者から誤解を得ないように徹底する事。又、各所管にはモニタリング調査の庁内の事務作業の見直しを含め対応する事。
- ・ 国公有地の買収に関する事業については、生産人口誘致対策・高所得者誘致対策を含め、地域要望・区民福祉・利便性向上を踏まえ、期を逃さず積極的な対応を行うこと。
- ・ 指定管理者選定に際して、区内業者優先と情報の早期開示を求める。また、信用情報の収集に努めること。
- ・ 質の高い区民サービス提供に向け、幅広い民間活用の更なる推進を求める。
- ・ 「都区のあり方検討委員会・幹事会」の動向を注視し、制度改革に相応しい都区財調及び制度の確立を求める。また、23区本来の財源配分の獲得を目指し、粘り強く且つ積極的な交渉を行い、区の安定財源確保に努めることを求める。
- ・ 生産人口の増大・定着化による人口増加を図り、地域の活性化、税収の増加につなげていく施策展開を求める。また、住民登録の推進。

- ・ 区税、保険料などの徴収体制の改善や納付案内センターの一層の活用など、区民の納税意識の向上策を含め収納に最大限の努力を求める。
- ・ 受益者負担の適正化による使用料の見直しを求める。但し、駐車料などは施設利用者への優遇措置を実施すべき。また、「元気高齢者料金」の例に倣って工夫した制度設計を求める。
- ・ 国公有地の買収に関する事業について、将来の課題解決解消に向けて、地域要望・区民福祉・利便性向上を踏まえ、期を逃さず積極的な対応を行うこと。
- ・ 各地域における区有施設（小・中学校の余裕教室、公園用地などを含む）を精査し、以下を中心とし、各事業の要望に応え転用や活用を図るべきである。
 - リサイクル活動のストックヤードの確保。
 - 生涯教育センター、障害者用センターなどへの転用。
 - 高齢者デイサービスセンターへの転用。
 - 少子化対策としての幼児施設などへの積極的な転用。
- ・ 遊休施設の活用はもとより、今後発生する統合後の学校跡地利活用は、地域の要望に思いを致し、将来を見据えて資源調達の点からも検討すること。
- ・ 区情報の外部発信力について、従来までのプレス対応と並行して WEB や SNS についても十分な展開を求める。また、所管ごとの様々な発行物等を一元的に管理するなど、情報発信を一カ所に集約し、効果的かつ効率的に行うことを求める。
- ・ 北区イメージアップ事業の充実が北区の特徴を最大限活用できる施設の充実が必要。特に荒川水門等ライトアップは一つの方法である。
- ・ ネーミングライツについて、民間にとって広告価値のある魅力ある施設を検討し、時期を捉えて適切に導入につなげること。
- ・ 自殺予防策の強化。北区自殺対策連絡会を中心に、内閣府自殺対策推進室を参考に、全庁横断的な体制を整えること。また、自殺の原因をうつ病、精神保健分野の狭義に捉えるのではなく、多重債務、失業、家庭問題などの社会的要因も含めた広義に捉え、的確な対応策を講ずること。都予算を活用した事業を積極的に手掛けることも求める。
- ・ 帝京大学に売却が決定した旧十条富士見中学校跡地については、現在地域スポーツ団体が休日に校庭を利用している。今後は帝京大学にその権利が移るが、可能な限り地域との連携が図れるように協力を求める事。

- ・ 更生保護相談の場所提供などをはじめとする各支援と北区保護司会との連携強化を。
- ・ 社会保険相談に関して、以下の事項を要望する。
 役所3階で開設している相談コーナーに出向く社会保険労務士相談員への
 日当及び交通費の予算化を求める。
 役所1階で隔月実施している無料相談コーナーについて北区との共催を求
 める。相談に来られない高齢者へ向けての「北区社会保険労務士出張年金相
 談事業」の実施にむけて協力を求める。
 中小企業経営労務相談コーナーの設置。
 生活保護者の年金調査業務員の増員。
 社会保険制度（年金・社会保険・働くこと等）周知教育活動と教員の研修。
 社労士活用の広報活動。社労士を活用した学校での年金教育導入の継続を求
 める。
- ・ 北区宅建取引協会の以下の要望に誠実なる対応を求める。
 1、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減・拡充 2、良質な中古
 ストック形成のための特別措置の創設 3、土壤汚染対策法の運用に際し、
 土地改良に補助金等の交付や地域別の基準緩和等都・国等関係官庁に要望す
 ること
- ・ 行政書士相談について、区の後援を以下要望する。
 行政書士無料相談会について、北区共催としての実施すること。
 北区役所内における行政書士会への問い合わせ案内板の設置、会員名簿の配
 布すること。
 小中学校において、法教育の推進や、モンスターペアレント問題の解決にあ
 たり、行政書士を活用すること。
 高齢者への支援、特に成年後見制度の啓発・普及活動への支援として、一般
 社団法人成年後見支援センターヒルフェ及び行政書士会を活用すること。
- ・ 王子納税者支援センターに対する補助金の交付を求める。
 確定申告無料相談会の実施の際、現在の会場では相談に訪れる多くの区民に
 対しての会場面積が圧倒的に狭い。広い会場を使用できるよう協力を求める。
- ・ 公共嘱託登記に関して、以下の事項を要望する
 公共事業における未登記問題について、調査すること。
 防災対策としての道路拡幅事業における権利調査について、司法書士会を活
 用すること。
 成年後見制度に関して、「東京都北区高齢者に係る成年後見人制度等の報酬

等費用助成要綱」および「東京都北区障害者に係る成年後人等の報酬等費用助成要綱」の区長申し立て要件をはずし、助成の対象者の要件を見直すこと。成年後見制度の利用促進を図るために必要な予算措置を講ずること。

2 総務

- ・ 入札制度については、区内業者の育成に十分に配慮した入札制度の推進を求める。また、一般競争入札の拡大に併せ、品質保持のため、厳格なダンピング（過度な安値受注）対策を求める。
- ・ 区事業発注・指名入札については、区内に本社が実態として存する企業を優先し、地域の仕事は地域の事業者を優先する等きめ細やかな条件設定を行うと共に支援・育成策の視点で対応の充実を求める。同時に、下位ランクの配慮を求める。土木緊急工作隊を含め、北区独自のランク付け作成などの基準作りを行い、新規参入業者の建設業法上の適格性を確認するなどした適格な業者指名に当たること。
- ・ 公共工事の品質と安全が確保される公正な競争と適正な価格による入札契約が実施されるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の適正な執行を図るとともに、新たな発注システム（単価契約など）の構築など、さらに効果的な施策を行うこと。
- ・ 建設業の支店調査（管理技術者の常駐、事務所の実態）と指名基準の改善を（1、支店実績7年以上 2、共同運営AでもC扱いを 3、協会員の育成・優遇の視点を）を求める。
- ・ 予定配置技術者について、1、当該者と異なる従事者の当該工事限定雇用を 2、資格者の複数工事掛持ちを可に 3、会社代表取締役の現場担当者の承認を 求める。
- ・ 区の大型物件は地元業者中心とする JV、区・都に関する民間施設（福祉関係）への地元業者の推薦による JV、参加数の拡大した JV 等、を一層推進し構成を工夫し受注機会の増強を。
- ・ 区内業者育成の為、分離・分割発注方式は従来通り進めるべきであると共に、メンテナンスなどでは、メーカーの指定はしないこと。区監督員の権限の確立。又、申請書類の多い部署については効率化の観点より見直しを求める。
- ・ 保守業務委託については、適切な管理のため、可能な限り施工業者に委託すること。また複数年度契約を行うこと。
- ・ 工事発注の際の設計書の図面と現場との相違をできるだけ少なくすること。また書類の量の効率化、簡素化を求める。

- ・ メーカー見積について、施工内容を考慮し、施工業者の経費を計上すること。
- ・ 公園等公共施設の設備工事（便所、給排水、塗装）の分離発注をすること。
- ・ 設計変更があった場合には、適宜予算変更を行うこと。
- ・ 随意契約（30万、130万以下）や小規模工事発注案件は、適正なランクと地域性を考慮した各種業種毎の分離発注の対応を求める。
- ・ 都の制度にならい、指名方式の改善を求める。
- ・ 区施設の品質確保及び技術向上等について、都が行っている運用に倣い、担当課との業種別の技術向上を兼ねた意見交換会の定期的な開催を引き続き求める。
- ・ 積算方法や発注単価を決めるにあたっては、北区の独自の積算基準を設定するとともに、市場価格との乖離を起こさないよう、適宜調査し、十分に考慮すること。また、積算基準の一本化（ある時は国基準、ある時は都基準と思われる事業ある模様の為）を図られたい。
- ・ 検査対象金額を100万円以上からにする。
- ・ 独立法人印刷局研究所の移転を要望し、震災の際に倒壊の危険性が高い現区役所の移転新築を図ること。これにより、震災時の拠点確保、行政機能の維持を可能にすると同時に、平時においては住民の利便性向上を図ること。
- ・ 都環境局の「化学物質のこどもガイドライン」に準じ、区内関連施設の健康影響を未然に防ぐべく、新たな工事仕様と室内環境汚染を防止する塗装改修工事の推進を、工事主体を占める業種に発注を。また、ボランティア貢献を考慮され、建築との分離し、専門性を生かした塗装工事に特化することを求める。
- ・ アスベスト対策について、特別立法に準じつつも、区有施設については撤去すること。
- ・ 賀詞交換会について、各国の親善協会に対して2名程度招待すること。
外国人高齢者、無年金支給額を月額15,000円から30,000円程度増額についての検討を求める。
現在の中国北京市西城区以外に、海外友好姉妹都市締結に向けた検討を求め

る。

- ・ 現在の国内友好姉妹都市である、中之条町、甘楽町、酒田市との交流事業について、民間も含めた幅広い展開を図るなど、一層の充実を求める。特に、小中学校での農業体験など、希望する学校には積極的に斡旋し、適切な予算化を行うこと。また、防災ブリッジ協定（例：杉並区・自治体スクラム支援）の締結を求める。

3 危機管理

- ・ 危機管理室を中心に庁内の連携の効率化、迅速化を求める。
- ・ 東日本大震災を踏まえ、安心・安全対策に取り組み、最良策を常に研究すること。また備蓄物資の拡充、点検等適切な対応を求める。
- ・ 帰宅困難者対策について、東京都に対して適切な対応を求めること。特に埼玉県に隣接する外周区としての特性を踏まえた配慮を求めること。
- ・ 防災無線の難聴地域への対応を。
- ・ 過去の「想定外」の被害の現状を分析し、「次への対策」に備えた計画の充実、初動態勢を徹底すること。
- ・ 「北区地域防災計画」災害協定の各種関係団体との協定見直し拡大と連携実践訓練「北区総合防災訓練」の実施を。また自衛隊と連携した防災訓練の一層の充実を求める。
- ・ 都市防災では、区内木造密集地域を中心に防災に強いまちづくり計画を策定し早期実現を一層求める。
- ・ 災害応急対応（緊急輸送等）の最優先に給油できるスタンドの指定を確保すると共に、フリート事業者経営のスタンドに優先的処置を講ずるよう要望する。また、緊急時にも必要な燃油量が給油できるよう最低限の備蓄量の設定、停電時にも対応できるよう自家発電設備の設置等実効性が担保される対策を求める。
- ・ 燃油備蓄施設等確保対策にあたり、区有地の有効活用並びに、自治体使用の車両に対応する対策を要望する。
- ・ 災害時に対する公衆浴場所の井戸の使用に関する協定書の再締結。
- ・ ライフラインの寸断を想定し、井戸ポンプ用非常電源設備の設置を求める。
- ・ 都市型水害の教訓を生かし、危機管理体制の日常的点検を図り最少被害に食い止める努力を図ること。また、調整池の早期整備を東京都に要望すること。
- ・ 自主防災について、機材の配布と研修、啓発、機材置き場や訓練場所等を区

が提供することや環境整備を推進。

- ・ 障害者や防災を含め、災害時要援護者対策の充実推進を。
- ・ 災害時要援護者の対象に妊産婦・乳幼児を含め、医療関係や地域大学などと連携、協定を締結し「母子救護所」の設置を求める
- ・ 阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓を生かし、首都圏の危機管理状態が生じた場合の子供・婦女子に対しての尊厳維持等の保全策に万全の対策を検証する事。
- ・ 避難場所の再点検及び防災広場の早期整備。空き地、空間の確保は災害時における避難所となるので機会を捉え、確保につとめること。
- ・ 消防団小屋の充実、区内消防団活動の促進を図る団小屋の整備を求める。特に王子消防団第5分団団子屋は、都道83号線沿道整備事業の影響もあるので早急に対応することを都に要望すること。
- ・ 自治会活動資機材の倉庫および置き場の確保について。近隣関係の希薄さが問題となり、各町会・自治会は、住民自治の基本となる自治会組織の担い手づくりに様々な取り組みをおこなっている。更に3.11東日本大震災以降の自主防災組織は、町会・自治会の担い手が強化に努めている。これらの運営において「活動資機材の倉庫および、置き場の確保」の要請が急増している。防災、地域振興、まちづくりなど各所管の連携した対応を求める。
- ・ 区内の交番削減の阻止と、堀船地区には設置を都に要請するよう求める。
- ・ 防犯カメラ機器等の改修（修理、交換）に関わる補助事業の新設を。
- ・ まちの安全を阻害することへの対策と意識の啓発に努めること。
- ・ マンホールの質(美的に、防災的に)の改善を図ることを都に要望すること。
- ・ 公園の貯水槽は40～100tサイズのものにし、親子蓋に変更すること。
- ・ 稲付中周辺の避難所について、木密地域に位置し危険な場所がある。他の適地を探すなど対策を求める。
- ・ 学校防災設備の一層の充実。

- ・ 教員の防災、消火訓練の実施。また、中高生への消火訓練の強化を求める。
- ・ 現在行われている小中学校の防災訓練を見直し、緊急地震速報を受信した想定を避難訓練に盛り込むことにより、児童生徒自らが適切な対応行動を取り、その場に応じた避難ができるよう訓練内容の充実を図ること。（先進自治体例：熊谷市）
また、訓練に際しては、既存の学校ファミリーを活用した訓練を行うこと。
- ・ 新型インフルエンザ対策の強化推進を求める。また、これに類する事案の発生への適切な対応を速やかに行い、正確な情報を適宜区民に提供すること。

4 地域振興・区民部・商工関連

- ・ 原油価格の高騰や円高傾向の中、日本経済は依然として景気低迷を続けており、中小企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況である。この中で、地域の商工業活性化の施策を構ること。区の各種融資制度をはじめ、各種金融機関の中小企業金融制度への融資斡旋及び紹介を積極的に継続し時代背景に即した制度の改善を求める。
- ・ 厳しい環境にある商店街・中小企業に対し、新活性化ビジョンに基づく「行動プログラム」を軸に中期的な展望に立ち、「東京都北区商業活性化コンサルテイング報告書」等も参考にしつつ商店街活性化の支援事業の積極的な対応を求める。また、新元気を出せ商店街事業の補助率のアップを都に求めること。
- ・ 商店街マイプラン支援事業の継続を求める。
- ・ 産業振興・具体的な子育て支援策の一つとして幼児二人同乗型自転車の購入補助制度の継続を求める。
- ・ 中小企業支援体制は区の施策の充実と継続を明確に示し、各種資金援助の充実を求める。特に、マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）への区利子補助の支援を要望する。
- ・ 区内の雇用対策充実のため、引き続き雇用対策を求める。
- ・ 商工業の活性化の為に企業誘致をし、区内産業の活性を求める。特に、ベンチャー企業の育成・支援。併せてSOHO・TMOの支援を求める。
- ・ KICCの着実な進展を図り、新たな時代に即した施策、産学官共同施策による事業開発の意欲的な推進。
- ・ ものづくり関連施策の拡充。
- ・ 商店街活性化条例制定を広く周知させ、商店街活性化に一層の支援を求める。
- ・ 商店街活性化支援事業は地域開発を含め商店街再整備を促進させるため、強力な行政支援体制（バックアップ）を求める。
- ・ 区内共通商品券のプレミアム販売の回数の追加と、各回の冊数増加を求める。

また、区内景気対策の手段として、今後も継続して活用することを求める。

- ・ 商店街街路灯 LED 化への強力な支援を要望する。
- ・ 大型店対策を積極的に講ずると共に、絶えずアンテナを張り巡らし態勢を整えておくこと。
- ・ 空き店舗対策の支援策として高齢者の支え合い活動などによる商店街対策に向けた起業等、広い視点で対策を推進すること。
- ・ 地域と商店街の一体となった「まちおこし」は、地域で行う事業に区は、積極的に参加をすること。特に王子きつね行列他、地域に根ざした事業には引き続き支援体制を求める。
また、田端文士村関連施策について、商店街・地域等と連携し、積極的な展開を求める。
- ・ 花火会の開催について、現在の任意団体ではなく、NPO または観光協会の立ち上げに区として積極的関与し、適切な補助金を予算化して開催を後援すること。
- ・ 区民まつり 30 周年事業予算を 500 万円程交付すること。
また、会場交通整理のスタッフ向けに、ベスト等を作成し配布すること。
- ・ 桜草保存会の行事として、夏には「ほたる祭り」を。「桜草と蛍の里」づくりについても積極的な支援を。
- ・ 観光施策について、産業遺産を含めたものとして、積極的に PR すること。
- ・ 文化振興の充実は、区の文化度を適切に表すもので、北とぴあや区の遊休施設を活用して充実をはかる。
- ・ 高齢者ヘルシー入浴券事業について以下の項目を要望する
現行 20 枚配布を月に 2 回以上出来るように 25 枚配布すること。
利用者負担金 1 枚につき 50 円を 100 円にすること。
利用促進の為、北区ニュースでの広報に加え、町会自治会の掲示板や回覧版で周知徹底すること。
ヘルシー券取り扱い業務を、北区役所だけでなく、赤羽会館、滝野川会館の区民事務所等の施設でも対応すること。
- ・ 公衆浴場について以下の項目を要望する

ふれあい湯とぴあ事業継続を求める
レオジネラ菌検査費の補助の継続を求める
燃料費補助事業の再実施を求める

- ・ たばこ税込確保のため、北区たばこ販売協議会等、協力団体への運営助成を求める。
- ・ 東田端地区の区民センター建設は地域のコミュニティの拠点化の要望が高く、当地区内に早期実現を求める。
- ・ 北とぴあ等の研修室、会議室の天井プロジェクターの設置、リモコン操作対応の大型スクリーンなどの設備更新を要望する。
- ・ 赤羽公園とともに、赤羽会館の再整備を検討すべきである。
- ・ 区民葬祭センターは区内3カ所設置し、管理運営にあたっては、民間活用とすること。
- ・ 北区セレモニーホールの運営にあたっては、地元協力会重視の運営へ一層の指導強化を求める。
- ・ 区民との協働を前提として管理・運営が行われている施設に関してのモニタリングをしっかりと行い、利用者・地域から齟齬が生じないように対処する事。

5 生活環境

- ・ 新エネルギー・省エネルギー機器等に対する助成の更なる充実。
特に、太陽光発電への助成金を他区並みの30万円程度にすることを求める。
また、蓄電池への助成を求める。
- ・ 資源（古紙）回収・集団回収事業につき以下の諸点に配慮されたい。
 - 1、区内の回収業者を利用している集団回収実施団体（町会・団体）への助成金の増額を
 - 2、北区リサイクラー事業協同組合の受託する資源（古紙）回収事業車両のパトロール効果増長のために増車を。また、持ち去り対策として行っている早朝回収の予算化を
 - 3、東京都雇用対策事業を北区が引き継ぎ、今年度以降も「不法投棄、防止パトロール業務」を委託契約として継続すること
 - 4、行政回収事業の民間委託に際して、業者選定基準を設け、適正な業者に委託をすること
- ・ 資源循環型社会への取組みと清掃事業の整合性を図り、一層の充実を求める。
- ・ 滝野川地域で行われている家庭ゴミ戸別収集の検証を行い、ゴミ減量に向けた有効な手段の一つとして区民から理解を得ると共に、資源循環審議会で十分な協議を行う事。又資源循環のシステム構築には環境部だけでなく、まちづくり部との連携が不可欠なため、横断的な協議を積極的に推進すること。
- ・ 資源リサイクル事業における身障者雇用の支援を。
- ・ 公共の場における喫煙スペースについて、分煙、副流煙への配慮を十分に行った上で、設置数の改善を求める。
- ・ 平成20年10月に改正した「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に則り、集団回収について回収業者又卸問屋が共に、適切な業者である事を確認していけるシステムの構築を検証する事。
- ・ 資源持ち去り対策の成果を検証すると共に、東京都と協議を行い本事業の継続を求め、都・区間で現状の財調算定を含め新規の助成制度等の協議を行う事。

6 健康福祉

- ・ 地域医療確保のため、公益性の高い東京北社会保険病院、印刷局東京病院の安定的経営の協力ならびに移管問題も適切な対応を求める。
- ・ 周産期医療体制の維持強化、小児医療 24 時間体制と、救急体制の一層の充実を求める。
- ・ 疾病予防事業における、小児の各種ワクチン、おたふくかぜ、水痘の予防接種を希望するすべての子供および高齢者に公費で接種できる制度を希望する。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症対策の充実を目指す。
- ・ 災害時の医療体制についての見直しを早急に協議するための検討会の設置を要望する。
- ・ 少子高齢社会に対応し、一人ひとりが安心して健康な生活を送る為に保健・医療・福祉の連携の強化を図り、持続的な地域医療体制の再構築を目指すこと。
- ・ 区内医療崩壊を阻止するため、区内の基幹医療機関の健全な経営への協力を要望する。特に近隣大学病院、都立病院などとの医療連携（救急医療・産科医療・小児医療・癌、脳卒中など）の強化を希望。
また、在宅医療との連携も図り、在宅患者が急性悪化時に優先的に入院できるような助成金の創設を求める。
- ・ 病院と診療所の連携と協力。後方連携の構築（在宅支援診療グループ化）を目指すべく、行政の積極的な対応を望む。地域包括支援センター中心の多職種との連携体制の構築推進を。
- ・ 区民主体の福祉コミュニティづくりとして地域の人々と共に NPO など諸団体への地域との協働の視点を基にネットワーク化に積極的な支援を求める。
- ・ 医療・福祉の連携強化を求める（開業医・勤務医・看護師・薬剤師・介護士・ケアマネージャーなど）。
- ・ 「北区高齢者安心センターサポート医」制度への理解を深めると共に、「北区高齢者安心センターサポート医」の増員を。

- ・ 認知症早期発見検診、うつ病の早期発見早期治療の更なる推進。
- ・ 介護保険制度見直しへの諸課題については、適時、都を通じ、または直接、国への要請を適直行うこと。
- ・ 利用者が満足するケアプラン作成に向け、充実されつつある講習研修等について質的、量的な充実を一層促すこと。また、量的な充実を一層促すと共に、訪問調査員・ケアマネジャーの処遇改善に努める事。
- ・ 介護従事者の確保、定着策の一層の推進。従事者への研修等の充実、後援などを積極的に行うこと。
- ・ 介護保険利用者が良質な介護サービスを適切に選択利用できるよう、利用者が事業者について十分な情報を得られる環境を整備すること。区は情報収集力に乏しい高齢者のために、サービス事業者の情報提供手段を講ずること。
- ・ 介護認定調査担当者及び認定審査会委員の研修実施。公平公正迅速な要介護認定を実施するため、引き続き調査担当者と認定調査会員の資質の一層の向上を求める。また、特記事項が十分に活用されるよう、運用改善を求める。
- ・ 介護保険サービス供給体制の量と質の充実に向け、区民ニーズを踏まえた基盤整備に努力すること。
- ・ 介護保険制度との整合性にも留意した高齢者障害者施策のために横断的な対応を求める。
- ・ 介護予防の観点から、関連事業の積極的な取り組みを図るとともに、介護保険制度でカバー出来ない見守り等、地域におけるサポート体制の確立を図ること。
- ・ 認知症対応、小規模多機能、グループホーム、ショートステイなど、在宅介護を支援する施設整備を求める。
- ・ 老人精神衛生相談事業の中で認知症老人対策は急務であり、相談事業の一層の充実を求める。
- ・ 福祉マッサージ券の拡充
- ・ みなしヘルパーのヘルパー支援とみなしヘルパーの報酬減額分の区補填を。

- ・ 特定検診について以下の諸点に留意することを求める。

特定検診、特定保健指導の受診率の向上のため、検診期間の延長の検討や、積極的な受信勧奨を行うこと。また、がん検診の受診率向上のため、制度の見直しと受信勧奨を求める。

胸部レントゲン検査心電図検査血算などの充実が図られた検診ではあるが「区民検診時代」に比べ 8 千人の受診者減少となっている。又、癌検診の受診率の低さも問題である。区民の健康管理、健康増進の観点からしっかりとした区民への告知等により特定検診、特定保健指導および、各種癌検診の充実を求める。

特別養護老人ホーム入所者の特定検診の公費による負担。
 検診受診者の費用負担は一層極力避けるように。
 特定検診の実施プログラムを無償で利用できるよう関係機関に働きかけを。
 特定検診、特定保健指導の委託価格の早急なる明示を。
 生活習慣病予防一次予防を中心に健康推進事業の更なる充実。
 各種検診の充実と受診率の向上を図り、検診データ管理の一層の充実を図り、隔年実施の耳鼻科眼科の同様での内容で継続実施。
 区民検診に、心電図、眼底の検査の全員実施を。また、乳がん検診以外の自己負担導入を図る際は、受診率を低下させないよう、特段の配慮を講ずること。
- ・ 歯科に関し以下の諸点を要望する。

歯周病罹患状況の把握と指導にかかる検診事業の事務委託費を 1 件 200 円から 300 円への増額を求める。

保育園幼稚園歯科健康診査の委託料を 1 園児につき 400 円から 520 円へ増額を求める。

休日歯科診療事業の運営費の増額を求める。

介護施設および障害者施設での検診及び口腔ケア指導の契約書に訪問施設一カ所につき、一万円程度の運営費項目の追加を求める。

保健所における事業、検診に限ったものではなく、歯科総合相談等の包括的な形態の契約に移行し、1 保健所あたり、月 1 万円程度の委託契約の内容とすることを求める。

歯周病検診における 8020 表彰支援に 10 万円程度の補助を求める。

口腔ケア講演会について、講師料の補助を求める。

歯周病検診での全額撮影レントゲン（パノラマ X 線）の導入を求める。

休日診療所の有効利用のため障害者歯科診療など平日の利用を求める。

糖尿病/認知症に予防効果ある歯周疾患検診事業について、検診期間延長。また、対象年齢を 20~80 歳に拡大、検診単価引き上げ、パノラマ X 線撮影の導入についても求める。口腔ケアサポートセミナーへの北区事業への位置づけと予算化。老人施設での口腔衛生意識の向上のための口腔ケアの実施を。

訪問診療や摂食嚥下機能評価を含めた協議会の設置

- ・ 障害者歯科診療事業休日歯科応急診療事業障害者施設等歯科検診事業の委託料について善処されたい。
障害者口腔保健センター衛生士給料、同デジタルパノラマレントゲンデンタルレントゲン各1台、同障害者専用ユニット購入。休日歯科応急診療所ユニット購入1台。ポータブルデンタルX線装置購入。歯周疾患検診費用。
北区障害者歯科診療事業、休日歯科応急診療事業及び障害者施設等歯科検診事業の更なる発展の為に、障害者口腔保健センターの備品人件費を含む環境整備の充実を求める。
- ・ 薬業に関し以下の諸点を要望する。
各種納入事業に際し区内業者を有効に活用されたい。
1、救急箱等、2、紙おむつ等 3、殺虫、殺鼠剤等の随契 4、緊急災害用備蓄薬品の点検体制の事業委託 5、学校給食用消毒剤等及び洗剤 6、介護用品 7、区立の教育施設で使用する医薬品衛生用品等 8、その他保健衛生、母子保健、環境衛生等職能。
社団法人北区薬剤師会管理センター運営（休日薬局運営も含め）の助成増額を求める。
使用済み注射回収事業への全額補助を求める。
- ・ 動物に関する関連部署への要望
学校飼育動物の餓死が発生していることに対応し、命の教育の観点から、えさ代等の必要な費用の予算確保を求める
飼い主のいないねこの避妊去勢手術助成事業の広報予算の確保を求める
飼い主のいないねこ対策協議会発足とその予算を求める
災害時、避難所へのペット同行に関する防災対策整備と予算化を求める
地域ねこ活動普及のための啓発活動の強化を求める
区内公園の砂場に、ねこの糞尿対策としてシートや柵の設置、犬の糞害一掃の啓発活動の強化
- ・ 北区シニアクラブについて、以下の諸点に配慮されたい。
功績のあった退任役員に対して区長からの感謝状の贈呈を。
事務所運営に一層の支援を。
- ・ 北区環境衛生協会について、出張業務に制限があることを踏まえ、理容業美容業は、法条例で定める衛生措置の規定に従い実施することを求める。主に、
1、出張補助の対象を介護度3以上に引き上げを2、板橋区実施の高齢者リフレッシュ券、介護家族リフレッシュ券の実施を。__介護4、5と障害者の出張理美容の利用者増大のため区民への周知をもとめる

- ・ 全高齢者実態把握調査の分析を進め、高齢者の「孤独死」「買い物困難者」などに直接結びつくサービスを提供できることとなる。今後は、成年後見制度の利用拡大に向けて、同制度の周知や理解につながる新たな活動と取り組みを求める。その際に地域包括支援センターに初期の負荷が掛かると考えることから、人的な配置や関係所管とのいままで以上の連携を求める。
- ・ 障害者自立法の円滑な運用に努め、「北区障害者計画障害福祉計画」の一層の充実を図ること。また、国や都に関する諸課題については、適宜要望すること。
- ・ 親亡き後の問題を都と連携し具体的対応を障害者計画の充実に生かすこと。
- ・ 精神障害者対策グループホームの整備推進。
- ・ 地域活動支援センター就労支援センターのより一層の充実。
- ・ 公的施設への障害者の働く場の確保。
- ・ 聴覚障害者について以下の諸要望に配慮されたい。
手話通訳事業及び東京手話通訳等派遣センター通訳依頼は、現行無料の維持継続
中途失聴難聴者に対する要約筆記者派遣事業の無料の継続
聴覚障害者の高齢化に伴い高齢者施設に手話のできるヘルパーの常駐を手話通訳連絡所の非常勤職員の更新回数（4回）の制限の撤廃
社会参加促進のため聴覚障害社会教養講座の実施と併せ北区主催の講演会や学習会等に手話通訳者の常備と派遣の拡大を求める
- ・ 視覚障害者について以下の諸要望に配慮されたい。
視覚障害者用の特老施設の新設
スピーチオの普及と公共機関からの書類には SP コードを付けるように助成金の増額
- ・ 知的障害児への支援について以下の項目を要望する
（障害福祉、子育て支援）
 - ・ ヘルパーの活用を含めた通学支援や対応可能な事業所でのプール内介助など、移動支援事業の柔軟な活用と充実を。
 - ・ 障害児の児童館、学童保育受け入れ、または近いレベルで障害児デイサービスの提供、と実費負担の軽減、年契約に限らず急な利用の対応、また施設の増設を求める。

- おむつ助成制度、支給方法の柔軟性と配送業者への指導強化を。
 - 所管課の窓口対応の充実を。
(教育委員会)
 - 副籍事業について、各小中学校教員・児童生徒・保護者へ事業の主旨、活動例、サポート体制等の周知と副籍指定校コーディネーターとの連携体制づくり、コーディネーターの研修会実施による能力の向上を。
 - 副籍児童生徒にも区からのお知らせ文章の配布を。
- 障害程度区分認定調査にあたり、個別事情に配慮した調査認定を行うこと。
 - 福祉作業所と福祉園との中間施設を。
 - 東京都障害者総合スポーツセンター改修にあたり、東京都と連携を持つこと。区民に愛され、ふれあいを大切にし、相互理解につながる「みせる障害」を推進していただきたい。また、北区立中央公園を一体的に整備することも視野に入れ、インクルーシブ教育の観点からも充実した施設整備と運営を心掛けるよう求める。

7 子ども家庭・就学前教育

- ・ 子育て支援策として、多様な保育サービスの提供や子育て相談、経済的負担の軽減や、在宅子育て支援のために、指定管理者制度の積極的な活用により、より一層、きめ細かな施策展開を求める。
- ・ 周辺市区の具体的な子育て支援策を検証し、北区の公的な交通手段の有利性に即し、より踏み込んだ子育て支援策を求める。併せて、生産人口の減少を食い止めるための具体的支援策の検証を求める。
- ・ 指定管理者の導入に際しては、施設修繕について、区と管理者との負担仕分けの明確なガイドラインを策定し、指定管理者への過度な負担を強いることがないように求める。
また、区負担の修繕については迅速に執行すること。
- ・ 待機児解消への積極的取り組みを求めると同時に、多様な保育の推進を図ること。
- ・ 在宅子育て支援の一層の充実。
- ・ 産前産後支援・育児支援ヘルパー利用申込手続きの簡素化を。
- ・ 育児相談、産婦の整体、産前後のヨガクラス、ベビー整体に使用できる補助券の発行を求める
- ・ 母乳相談、育児クラス、母子講演会を行えるよう助成金の増額を求める
- ・ 産後ケアが行える施設の開設を要望する
- ・ 虐待や、子育ての悩みの相談を関係諸機関の連携により予防の観点も取り入れて強化を。
- ・ 区内企業・各店舗などへの子育てに向けた諸施策への協力を一層仰ぐこと。
- ・ 公立保育園の民営化及び指定管理者制度導入については、保育サービスの低下を招くことのない熱意と実績のある社会福祉法人等を中心に公募対象とすること。
- ・ 多様な保育サービス・協働の精神で子育て支援事業を進めるためにも、保育

所職員への処遇面を含めた環境整備を求める。

- ・ 保育園要特別支援児童の特別支援加算について、年度当初よりの支弁、また途中退園についても当該年度一杯の加算を要望する。
- ・ 21年度より本則適用となった私立保育園の民間社会福祉サービス推進費補助について、様々な子育て支援事業（特別事業）の実施により質の高い保育の実施、コア人材の育成確保のため、都に基本単価・各施設の努力加算実施ポイントの大幅な充実や都単独加算助成費の維持を求めること。また0歳児保育の区単独補助金の継続を求める。同時に、ベテラン職員や経験を積む職員の継続雇用を確保できる助成制度創設と仕組み作りを。また、人件費上乘せ分の予算化を求める。
- ・ 北区待機児解消施策実施にあたり、近隣の私立保育園への定員充足への支援との両立の視点で行うこと。
- ・ 保育園の指定管理に際し、施設設備の十分なメンテナンスと不具合発生時の補修等について、区は設置者として責任ある対応を行うこと。また指定管理期間について、保護者の不安、職員の不安などを勘案して柔軟な対応を求める。
- ・ 次世代育成支援対策推進法によるソフト交付金は、保育園の各事業のサービス低下とにならないよう活用方の配慮を求める。
- ・ 私立保育園の耐震補強と共に補強工事についても配慮を求める。都の社会福祉施設耐震促進補助事業の更なる充実と共に、耐震補強工事に対して北区独自の助成制度を要望する。
- ・ 待機児解消や耐震補強を視野に入れた園舎の増改築時にも保育継続が義務付けられている為、区内統廃合により空き教室となった学校施設等利用の場合の実質負担を軽減出来るように制度の見直しを求める。
- ・ 別な配慮が必要な児童や外国人家庭の児童、育児困難家庭の児童等の処遇困難な児童の増加に対する園全体への環境整備の拡充を求める。
- ・ 私立幼稚園は、少子化時代の幼児教育の重要な担い手であり、補助金の対応を求めると同時に、「幼稚園審議会」答申等を踏まえた今後の幼児教育の振興を図ること。また、私立幼稚園に幼児教育を任せ、障害児対応は、公立で実施すべき。

- ・ 区内私立幼稚園対しては少子化に伴い、より一層の若年層に対する支援体制の充実の為、幼児教育無償化に向け、特に保護者負担軽減補助金の増額を求める。
- ・ 私立幼稚園園児健康管理補助金の新設、北区私立幼稚園教育研究活動費補助金の増額を求める。特に、教育研究活動費補助金については、幼児期からの身近な紙を分別し資源の再利用意識を高めるため、分別施設の整備や再生紙利用の徹底をはかるため補助金の増額を要望する。
- ・ 北区私立幼稚園協会活動費について、教職員の資質の向上を図るため、定期的な講演会やセミナーを充実させるため活動費の増額を求める。
- ・ 私立幼稚園の入園祝金、情操教育、北区私立幼稚園幼児教育振興補助金（各園・預かり保育（主に栄養補助費、パートなどの雇用費））の増額、特別支援児入園（新設）（各園）、園の行事の安全対策、土曜活動、各教室へのエアコン設置（各園）等、区内90%を預かる私立幼稚園への助成強化を求める。また、私立幼稚園を学校ファミリー構想に位置づけるとともに小学校や保育園との合同研修会及び連絡会の開催への支援を求める。
- ・ 私立幼稚園・保育園の支援体制としての少子化対策推進資金を引き続き国に求める。
- ・ 幼稚園・保育園での、食物アレルギーの他、喘息やアトピー性皮膚炎、吸入高原アレルギー児、広汎性発達障害児（自閉性傾向児・自閉症児）、高機能自閉症児、アスペルガー症候群児、被虐待児に対する心のケア、育児困難児家庭への支援、外国人家庭への児童、LD（学習障害）、ADHD児（注意欠陥多動性障害）等、処遇困難児への配慮と対応すべき人的配置の財政支援を。また、臨床心理士の巡回の継続を。
- ・ 児童館は時代に即した適正配置が望ましい。増設、統合を含め検討し、次世代育成支援行動計画に沿い、育ち愛ほっと館の活用の一層の充実を図る。また、地域育て合い事業により、子育て支援の諸機能の一層の充実を求める。
- ・ 児童相談所機能の移管を受けるにあたり、子ども家庭支援センターと北児童相談所の連携を充実すること。その際に都区の財政調整議論の観点から、区移管事務量に見合った主張をすること。また、中長期的な課題、特に虐待防止スキルを高める人事交流など、時間をかけるべき課題には積極的な姿勢で臨むこと。
- ・ 子供遊び場づくりのリーダー育成を検証し、世代を超えた外遊びを推奨でき

るシステム構築を目指す事。

8 まちづくり

- ・ 駅周辺や商店街等について、バリアフリー化を求めると同時に、車椅子・視覚障害者の通行の妨げとなっている放置自転車対策と信号機の音声システムの増設を要望する。通学路についても配慮を求める。
- ・ 自転車駐輪場の整備は、駅周辺に適地を確保し、特に地下駐輪場も積極的に導入して整備を図り、条例等で定めること。放置自転車の整理は、特に鉄道事業者の責務を求めること。さらに、歩道上の駐輪に対して強く改善を求める。また、駐輪設置場所の告示および事業者側の協力を求める。同時に、所轄との協議を進め、沿道のモラル向上に役立つような環境整備に努めること。特に、依然として都内最低レベルにある赤羽駅周辺の対策の具体化を求める
- ・ 高速道路王子線の騒音・低周波振動対策に一層の努力を求める。
特に堀船地区の交通環境対策は、高架下の有効活用を急ぐとともに、住民要望に基づく騒音振動対策を首都高速道路株式会社に対し、原因の調査及び対策の検討をおこなったうえで速やかに適切な対応を求める。
- ・ 住宅対策について以下の諸点を要望する。
中堅ファミリー世帯の定住化に向けた着実な取り組みを求める。北区の人口減少の歯止めには、住宅対策（ファミリー層の対策）を軸に図ること。
持家導入に対する施策と各種助成の一層の充実を図ること。
- ・ 区内での都営住宅建替え計画に際して、区内小中学校に児童生徒を通わせている家庭に対し、通学を考慮した対応をするように区・都でしっかり協議すること。
- ・ 一人暮らし老人借り上げアパート提供事業は高齢化が進む中、一層の充実を求める。
- ・ 新河岸東公園整備は、現在整備中の敷地活用で、5丁目からの浮間舟渡駅への道路確保を当初計画に従い整備すること。
また、「桜草とほたる再生」を目指す浮間地区の取り組みを当公園にも行えるよう環境整備を水再生センターの協力を得て努めること。
- ・ 豊島2・3丁目の水害対策は、石神井川護岸工事が進んでいないため下流の堤防が低い状態となっているため、水害の恐れがあるので対策を講じること。

- ・ 石神井川の観音橋周辺の浚渫。
- ・ 清水坂公園の道路崩落の危険個所の整備及び斜面の植栽の整備を。
- ・ 児童遊園、遊び場は既存の設備の老朽化もあり、安全性を図り改修等改善を図ると共に、夢のある児童遊園づくりをするとともに、危機管理の点からも接道から園内を見る時に「見えにくく」「逃げやすい場所」の削減に努めること。特に 20 年以上前に整備された公園は改善を行い、時代に合わせた改修を求める。
- ・ 今後新設の公園づくりは、防災等多機能型で多くの区民がみどりの中で憩える場の提供を求める。また、昭和町一丁目、上中里二丁目の補助 91 号線周辺地域は北区の中では低緑被率であるので、公園設置を求める。上中里二丁目地域は、区立公園が一つもない上に避難場所は避難場所は、JR 田端・尾久操車場となっている。国有地の土地利用転換時には、一時集合場所を念頭に公園用地の確保を求める。
- ・ 豊島 4 丁目の日本油脂跡地の環境整備及び隣接する隅田川スーパー堤防整備事業は、ダイオキシン類検出の為周辺道路を含め早期な整備実現を求める。
- ・ 荒川青水門の周辺について、北区の貴重な財産として、将来を見据えた総合的な計画を打ち出し、北区が中心となり国や都に働きかけることを求める。
- ・ 災害対策・街の美化のため幹線道路や駅前等での共同溝化（電線類の地下化）に向け一層の対応を。浮間地区の地区的整備への積極対応を。
- ・ 夢のあるまちづくりの向け、都市計画マスタープランの実現を図ること。また、改訂作業時においては駅周辺の再開発を含めた北区懸案課題の位置づけを明確にし、用途地域、容積率の見直し等十分配慮して駅前の活性化を図るなど「賢い成長」の視点で進めること。

都市景観は北区の町並みの整備と合わせ、地域の特性を生かした都市整備基準を求める。

- ・ 新しいまちづくりに民間活力を積極的に導入すること。
- ・ コミュニティバス新規路線事業について、基本計画にもとづいて着実に進展させること。
- ・ 王子駅前再開発事業は、民間活力を導入して、産業活性化ビジョンに則り、

飛鳥山との一体性、リバーフロントの活用、親水性の回復、周辺商業施設や日本製紙用地等を含めた一体的な事業の早急かつ積極的な推進を求める。

- ・ JRとの関連事業の展開に当たり、地元商店街や地縁団体、地域住民との協議のもと進めるよう、共生の観点から、行政として積極的に調整を行うよう要望する。
- ・ 王子駅南口については、新庁舎建設を含めた幅広い「王子駅周辺」整備として捉えた整備を推進すること。また、改札口の時間短縮を以前に戻すべく努力をJR東日本に引き続き求められたい。
- ・ 飛鳥山公園を北区情報発信基地と位置付け、イベント開催を適時行うこと（夏の大盆踊り大会など）。
- ・ 桜新道の早期整備を求める。
- ・ 赤羽駅東口駅前広場の再整備・駅前広場の拡張を求める。
- ・ 埼京線十条駅付近立体交差事業を前進させる為に、工事着手する際に必要となる工事ヤード等について、十条まちづくり各ブロック会に示し、理解を得られるよう協議を進める事。
- ・ 主要生活道路1号・2号・3号について、権利者のライフプランを確認しながら、2号3号1号の事業着手順に関わらず、事業協力していただける場合は積極的な対応を進める事。
- ・ 十条まちづくり全体での開発行為で代替地や木造住宅密集地域解消のための予算確保するよう東京都と交渉すること。
- ・ 十条駅付近まちづくりと立体交差化は、まちづくり協議会と区が協働し推進を図る。併せて、「十条まちづくり基金」の着実な上乗せを求める。
- ・ 十条駅周辺のまちづくりについては、木造密集地域の防災まちづくりを急ぎ、より一層の立体交差化を早期実現に向けた働きかけを関係機関に行うこと。その際には、立体交差化事業の推進・補助85号線早期事業着手と防災まちづくり計画との整合性を図ること。
- ・ 東十条駅南口のロータリー化（東十条・岸町からのロータリーへのフラット化）、十条跨線橋の架け替え工事調査を進めること。

- ・ 東十条（北口・南口）、板橋駅等周辺のバリアフリー等の整備。東十条駅北口区道について駐輪場のさらなる増設を含めた一体的整備、また板橋駅東口周辺の環境整備が求められる。JRと協議し早期実現を求める。
- ・ 赤羽駅前地下機械式自転車駐車場（東口最大約800台・西口約400台）の早期整備による赤羽駅周辺の放置自転車対策の促進を求める。
- ・ 赤羽駅西口周辺道路の再構築と慢性的渋滞の改善を求め関係各所に要請すること。
- ・ 赤羽東地区エリア再開発への主体的に誘導を図ること。
- ・ 赤羽駅について、JR赤羽駅より南北線赤羽岩淵駅へ通ずる連絡通路整備を行い、活性化を求める。
- ・ 東京都産業技術研究センター西が丘本部の跡地利活用は、スポーツ関連施設を含め、地域活性化につながる利活用を求める。
- ・ 駒込駅東口周辺について、以下の点の実現を求める。
 - 1、東口構内にエレベーター設置等、バリアフリー化
 - 2、放置自転車対策の推進、強化
 - 3、歩行者の妨げとなる商品や看板等の道路への陳列の改善に向けて、駅前の重点的な指導強化
 - 4、駅周辺まちづくり事業の早期導入
 - 5、JR駒込駅東口と南北線駒込駅との連絡通路の整備。
- ・ 駒込駅前（北区中里側）エリアの容積率の大幅な緩和を（400%から500%へ）。
- ・ 田端駅通りの歩道改修の早期実現を都に要望すること。
- ・ 田端駅高台方面のエレベーター設置について、事業の着実な進展と、田端地区への進捗情報の適宜提供を求める。
- ・ 尾久駅周辺のまちづくりについて以下求める。
 - 1、駅前駐輪場については都市部らしく駅周辺の、駅前保育所・ストア・ブックストア等の施設化を求めること。
 - 2、駅下に上中里にむけた地下道にエスカレーターの設置を求める。
- ・ 東田端地区の以下の要望事項につき適切に対応されたい。

田端駅者建替えに伴う駅前空間の確保（バス停の改善、駅前広場の拡幅、利用者の利便性向上、駅前空間の防犯性の向上、駅前駐輪場の設置、障害

者駐車場の設置等)、補助 93 号線第二下田端ガード及び踏切の更なる暫定改良、新田端大橋北・南行坂路の歩道の雨水取り込み口の設置、高架下ガード内 6 ヶ所の照明器具の設置と雨漏り防止、大震災時の高架下ガード 6 ヶ所の擁壁耐震調査、大震災時の広域避難場所の確保、雨水流出の抑制対策、水道・ガス行事等の掘削による路面の早期復旧、JR 貨物田端操駅再開発に伴う区施設の設置、田端駅南口連絡跨線橋の設置、田端駅周辺を「賑わいの拠点」として整備する際には「田端地区まちづくり基本計画」の策定を要望するとともに「東田端まちづくり協議会」の参画を。

- ・ 各都市計画道路の推進を図ること。都市計画道路事業についてそのいくつかが大きく遅れ、区内の街づくりに影響がある。前期、後期事業を含め促進を求める。特に 91 号、92 号、87 号、73 号、83 号、85 号、181 号、などの整備は急務である。
- ・ 補助 83 号線（旧岩槻街道）沿道整備事業について以下求めます。
 - 1・一期工事区間の順調な推移を鑑み、二期工事事業認可に向けた意見集約作業に着手する事。
 - 2・買収済み用地の暫定利用としての歩道整備を図り安全安心な生活環境整備に努める事。又、国土交通省第 2 期事業認可に向けて環状 7 号線との交差方式など現状交通量把握し、将来像を見据え都と協議すること。
 - 3・沿道整備事業に関して、補助 83 号線の歴史的背景を視野に入れ、地域有識者との意見交換、83 号線ブロック会での意見集約を行い、賑わいとやすらぎのある地域の創造に積極的に対応する事。又先進的な発想で、自転車専用道・犯罪防止の観点での防災カメラの設置、都市防災不燃化促進事業の周知及び建替え助成の推進を求める。
 - 4・沿道整備事業に関係する中十条 2 丁目町会事務所は建替えが出来ずに、町会機能の存続が危ぶまれている。この期を捉えて町会機能存続の為に再整備予定の児童遊園等と共に再構築できるように基礎的自治体の責務を果たす事。
都営中十条第 1 アパート、都営王子アパート、都営母子寮の再整備について、地元町会などの意見集約を行い、区の課題となる生産人口増につながる住宅施策の創造、良好な景観づくりを行う事。又、中央図書館、中央公園を加味した魅力溢れる遊歩道の創出について東京都と積極的な交渉を行う事。
都営王子本町アパート等の都営住宅建設計画に合せ、中央図書館へのアクセスを魅力あふれる遊歩道にする事。
- ・ 区画街路 5 号線供用開始と補助 88 号線の事業期間延伸に伴う交通混雑緩和を関係機関に要請すること。

- ・ 都市計画道路補助 92 号線については、着実な進展を東京都に求めること。特に、(仮称)第二富士見橋の架橋、田端5丁目地区の事業推進等、既存完成区間との早期一体化、整備開通を求める。また、区画整理残地を活用し防災広場の整備を求める。

中里3丁目から田端駅通りまでの区間の全面開通に際しては、沿道の用途地域見直しに着手すること。災害時の重要な輸送路となるため、容積率建蔽率等の変更により沿道の不燃化へと誘導すること。

田端駅通りから都道 457 号線までの計画区間についても、早期着工を都に求めること。
- ・ 都市計画道路補助第 73 号線の完成後のまちづくりの推進、北区画街路第 3 号線の早期着手を求める。
- ・ キャブシステムと道路整備は、まちの美化対策、防災対策上からも、区内主要道路だけでなく、道路整備の際、システムを活用し整備をはかる。
- ・ 共同建て替え事業推進の為に地域住民の協力・理解を求めるための条例制定および問題解決を図ること。
- ・ 浮間地区のインフラ整備を浮間の人口増のスピードに合わせて行うこと。
- ・ 浮間つり堀公園のメンテナンスに万全を期すこと。また、人的配置は極力地元配慮を。
- ・ 浮間 1 丁目都営住宅の早期着工と仮称北赤羽駅前保育園の開園期日の厳守。
- ・ 北赤羽地域の諸課題について以下改善を求める。

 - 1、赤羽北 1 丁目地区の水害対策
 - 2、北赤羽駅赤羽口改札前広場の違法法駐輪対策の強化
 - 3、旧袋こどもプールの跡地の活用
 - 4、赤羽北 1 丁目より 2 丁目の間の新河岸川側道の遊歩道化
- ・ 志茂地区防災まちづくりについては、日本化薬の有効活用を図り、志茂小学校跡地を中心とした防災まちづくりの観点から、道路や公園・広場の整備や老朽住宅等の建て替えを進め、密集市街地の居住環境の改善や防災性の向上を図ること。
- ・ 桐ヶ丘・赤羽台団地周辺のまちづくりについては、住民の転居、入居による自治会活動が著しく低下している。若年層の増加を捉えた協働のまちづくりを促進すること。なお、桐ヶ丘後期計画および赤羽台第 3 期計画の推進には、

地元住民の意見を尊重したまちづくりに努めること。また、周辺の道路や広場の改善を図ること。また、赤羽西から赤羽公園トンネルの脇にエレベーターの設置を求める。

- 都営桐ヶ丘住宅出入り口の自動ドア化を都に要望すること。
- 旧女性センターの改修による、王子区民センターと図書館への交通アクセスとして、高齢者や乳幼児の乳母車等の為に、尾長橋交差点と溝田橋交差点に横断歩道の実現を。
- 西ヶ原のまちづくりについて以下の対策を図られたい。
雨水流出の防止（特に、西が原4丁目）対策を早期に講ずること。
主要生活道路3号線の整備を優先に、密集事業の推進のための代替地の新規拡大を。
- 西ヶ原地区密集住宅市街地整備促進事業の事業地区見直しと事業期間の延長を求める

9 教育

- ・ 教育先進都市を目指し、学校改築や、諸施設の長期的課題に財政運営をはじめ、積極的な対策を求める。
- ・ 北区の「教育ビジョン」「新教育ビジョン」を基本に、21世紀のあるべき姿（少子化）の対応を含め児童生徒に夢のある教育の一層の推進。
- ・ これまで進めてきた北区の少人数教育研究の成果を踏まえ「35人学級体制」について、都に万全化を求めること。
- ・ 学力向上へ向けて、小中一貫教育の更なる推進。少人数教育実施への一層の研究。
- ・ いじめ、不登校、学級崩壊等の対策、対応には、「北区いじめ問題緊急対策本部」を中心に全庁挙げて対応すべき施策であり、一層の推進を求める。また、家庭、地域とも連携し、一体的な解決に向けた努力を求める。
- ・ いじめ防止条例の制定を求める。従前までの個々時々の対応ではなく、北区の特長である学校ファミリーを踏まえ、学校地域等で総合的に子供を守る恒久的な姿勢を条例を通して強く示すべきである。
- ・ 情報社会にふさわしい教育環境実現のため、PC等機材の適宜更新を求める。また、PC、インターネット等のネットリテラシーについての指導体制の充実、また、携帯端末からのネット利用について、正しい使い方と、危険性について徹底した指導を求める。生徒児童のみならず、教員、保護者にも可能な限り啓発すること。
- ・ 学校図書館の充実と図書館司書配置を求める
- ・ 登校支援員、子どもと家庭の支援員の継続を求める
- ・ 道徳教育の充実。
- ・ 知的財産権、法・金融・労働等の実社会教育の推進と教員の研修。
- ・ 特別支援教育において、補助員の増員や校舎施設の点検・改善など体制の拡大を。
特に、視覚障害のある児童生徒について、国の制度である特別支援教育支援

員を積極的に活用すること。

- ・ 国際化社会に対応する教育の充実、外国人教師の活用と質の確保。
- ・ 日本固有の文化の伝承。
- ・ 小中学校の教科書の選定にあたっては公平、公正を求める。
- ・ 国際的な視野で活躍できる子供たちの教育の充実、相手を思いやり労わる気持ちを養う為に、ディベート教育の具体的な手法を検証し実践できるように対応すること。
- ・ 小学校適正配置について、子供達の将来を見据えた教育環境整備の実現のため、当該学校ファミリーにおける早期の合意形成の実現に努めること。
- ・ 厳しい財政状況の中でも学校改築、維持補修を粛々と行い、子どもたちの教育環境整備に努めること。
- ・ 西浮間小学校移転に伴い、体育館・車掌車（北区名勝百選）・増築プレハブ教室・プールを敷地ごと浮間中学校へ編入を。また、西浮間小の跡地利用は志茂こども交流館的な多目的で子育て支援、保育園、健康、高齢者支援、区民センター等を意識した施設を誘導すること。
- ・ 区民各階層のスポーツを通じ健康を維持する重要な柱である体育館建設を具体化し、早期建設をはかる。特に計画事業（仮称）赤羽体育館の早期実現、桐ヶ丘体育館の整備改善を図ること。
- ・ 十条台パノラマプールの紫外線対策を求める。
- ・ 温水プールは十条台、元気プラザに引き続き滝野川地区の設置を求める。
- ・ 旧袋こどもプールの利活用について
袋児童館来館者への駐輪場に。
小規模地域防災センターの設置を。
- ・ 校庭開放での夜間使用は、働く区民の利便性を図り、夜間照明施設の整備を図ること。
- ・ 野球場、サッカー場の整備は利用人口の増加にともない、国有地跡地利活用の中で充実をはかり、クラブ型スポーツ施設の整備、スポーツをとうした青

- 少年の健全育成を図ること。
- ・ テニスコートの整備は区の遊休地活用として整備を図ること。
 - ・ 滝野川体育館について、すでに築 20 年を経過していることから、適宜改修を行い、エレベーター等バリアフリー対策の実施、武道場の畳設置装置、空調設備の設置、音響設備の改修等を求める。また、駐車場利用料について、上限を設けるだけでなく、施設利用者への優遇措置実施を求める。
 - ・ 生涯学習の推進は長寿、高齢社会にあって重要な施策であり、より幅広い取り組みを一層求める。(社会教育サークルをはじめとしたサークル活動に対する会場の確保と減額措置を求める。)
 - ・ 王子田楽、稲付もちつき唄、熊野神社白酒まつりなど伝承文化には積極的な支援を図ること。
 - ・ 上中里、中里遺跡利用は、保存と適切な活用を求めるが、地域の活性化に通じる施策として行政側が責任を持ち、広場活用などの整備を図る。又、史跡等の保存管理を早急に検討すること。
 - ・ 図書館への毎日の雑誌配達、書籍の見計らい配本、中央館での集中選書方式、出版社品切れ等の調達の難しい本の調達等について、区内書店業者の特性を活かして積極的に活用すること。

以上